

## 入会資格に関する規程

### 1. 入会資格

#### 1. 1. 定款 第3章 会員、第6条（構成員）1項（1）に定める規定

正会員は、本会の目的に賛同して入会するマーケティング・リサーチ業を営む法人とする。

#### 1. 2. 入会資格基準

前項の資格を有し、当協会に入会を希望する法人の資格審査は、当協会の定款に定める目的ののっとり、次の資格基準を適用する。判定基準の詳細は、理事会が定める「入会資格審査基準」によるものとする。

- (1) 新たに入会を希望する法人並びにその代表者及びマーケティング・リサーチ事業の責任者は、マーケティング・リサーチ綱領の精神ののっとり、マーケティング・リサーチの向上、マーケティング・リサーチ業の発展に寄与する活動を行っていること。
- (2) 新たに入会を希望する法人の代表者またはマーケティング・リサーチ事業の責任者は、自ら行うマーケティング・リサーチ業務について、十分な知識、技能、経験を有し、事業の正しい発展に努力していること。
- (3) その法人は、自ら行うマーケティング・リサーチ業務につき、十分な組織機構を具備し、経営的にも健全な基礎を有していること。

### 2. 入会

#### 2. 1. 定款（第7条（会員の資格の取得）1項）に定める規定

本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

但し、理事会は、当該会員になろうとするものの仮入会の許可を総務委員会に委任できるものとし、総務委員会が仮入会を認めた場合、理事会は、その直近の理事会において、正式入会の承認（追認）を行うものとする。

なお、総務委員会から仮入会の許可を得た会員となろうとするものは、特段の事情がないかぎり、正会員と同様の権利及び義務を負うものとする。但し、当該会員となろうとするものが、社員総会における議決権の行使その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員の権利の行使を希望する場合には、直ちに理事会を臨時に開催し正式入会の承認（追認）を行うものとする。

#### 2. 2. 1. 当協会定款第6条（構成員）1項（1）の資格を有するものが、新たに入会を希望するときは、当協会所定の手続きにより、下記事項をもれなく記載し

て申し込まなければならない。

[入会に関する書類の提出]

- (1) 入会申込書
  - (2) 推薦書
  - (3) 誓約書
  - (4) 会社概要書
  - (5) 業務内容及び組織図が明確に記された会社案内
  - (6) 謄本（3カ月以内発行のもの）
  - (7) 過去3年間の取扱高（営業種目別取扱高の内訳）、設立3年を経過していない場合は直近の数値
  - (8) 直近3年度分の収支報告書（設立3年を経過していない場合は直近の数値）
  - (9) 定款
  - (10) その他、当協会が定める書類
2. 2. 2. 新たに入会を希望する法人は、「正会員社の入会歴が2年以上」を有するもの2社から推薦を得るものとする。  
また推薦社は、入会を希望する法人が、本規程に定める入会資格基準を満たしていることを保証する。
2. 2. 3. 新たに入会を希望する法人は、「当協会が定める各種ガイドライン」を遵守する。
2. 2. 4. 新たに入会を希望する法人は、入会審査期間中に提出書類の内容に変更があった場合には、速やかに当協会に申し出なければならない。
2. 2. 5. 入会審査期間中、以下のいずれかに該当する事実があった場合には、入会審査を打ち切ることがある。
- (1) 申請内容に虚偽があることが明らかになった場合
  - (2) 当協会定款10条に定める除名処分に相当する行為があった場合
  - (3) 入会を希望する法人が法人格を失った場合、または正常な事業の継続が不可能になったと判断される場合
2. 2. 6. 入会審査において必要があると判断した場合には、追加資料の提出を求められることがある。また、特に必要と判断した場合には、入会を希望する法人の事業所内に立ち入っての实地審査を求める場合がある。

## 附 則

本規程の改廃は、理事会の決定による。

本規程は、2020年12月16日から施行する。

2006年4月28日 改訂

2020年12月16日 改訂